

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

生涯学習課 社会教育係

議案名

議案第15号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

旧川内北小学校跡を桐生みやま園移転用地として活用することに伴い、川内体育館及び川内運動場を廃止するため、条例から削除するものです。

概要

条例から「川内体育館」及び「川内運動場」の設置に関する規定を削除します。

(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

桐生みやま園は、桐生市が昭和56年に障害者授産施設として開設し、社会福祉法人桐生市社会福祉事業団が運営していましたが、平成18年3月に事業団が解散し、同年4月からは社会福祉法人桐生市社会福祉協議会が引き継いでいます。

当施設は、開設から40年が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、また、利用者も重度化・高齢化しているため、利用実態に合わせた建て替えが必要となり、当初は現在地での建て替えを検討していましたが、令和元年東日本台風(台風第19号)で施設の横を流れる山田川の氾濫危険性が改めて認識され、より安全な旧川内北小学校跡地を建設予定地とする要望が桐生市社会福祉協議会から出されました。この要望を受けて、令和3年9月6日に開催された庁議において、旧川内北小学校跡を桐生みやま園移転用地として活用することが決定されました。その後、令和5年度には、令和6年度に実施予定である解体工事・売買契約に伴う事前手続きとして、測量、国有地の取得や解体建物のアスベスト調査、文化財保護課川内分室移転作業等を進めてきたところです。

今回の改正は、旧川内北小学校跡を桐生みやま園移転用地として活用するため、川内体育館及び川内運動場を廃止しようとするものです。